対象野菜

対象野菜は、下表のとおり国や県が定めたものです。全国的に生産量及び消費量が多く、国民 生活からみて重要なもので、生産出荷の安定を図ることが特に望ましい野菜としての「**指定野菜**」 と、これに準ずる野菜としての「**特定野菜**」があります。

区分		対 象 と な る 野 菜 の 種 類	摘要
指定野菜	重要	キャベツ(春、夏秋、冬)、だいこん(秋冬)、たまねぎ、はくさい(秋冬)	野菜生産出 荷安第1年 で 京 で 京 で は 4種類 30種別)
	調整	だいこん(春、夏)、にんじん(春夏、秋、冬)、はくさい(春、夏)、 レタス (春、夏秋、冬)	
	一般指定	きゅうり(夏秋、冬春)、さといも(秋冬)、トマト(夏秋、冬春)、なす(夏秋、冬春)、ねぎ(春、夏、秋冬)、ばれいしよ、ピーマン(夏秋、冬春)、ほうれんそう	
特定野菜		アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、 カリフラワー 、 かんしよ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、 さやえんどう、 しゅんぎく 、しょうが、すいか、 スイートコーン、セルリー 、 そらまめ、 ちんげんさい 、生しいたけ、にら、にんにく、 ふき、ブロッコリー 、 みずな、 みつば 、メロン(温室メロンを除く)、やまのいも、れんこん	野菜生産出 荷安定法施 行規則第8 条に定める 野菜 (29種類)

⁽注) 1 太文字の野菜は、令和3年度現在、本県の生産者がこの制度に加入しているものです。

² 対象野菜は、一定の規格に適合するものでなければなりません。